

駐車監視員活動ガイドライン(広島西警察署)

令和7年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線 (区 間)	重点時間帯
祇園大橋南詰交差点～新横川橋北詰交差点までの間(国道183号)及びその周辺	午前7時～午前1時

◎ 重点路線

路 線 (区 間)	重点時間帯
横川駅前交差点～広島ヘリポート以北までの間(通称「中広通り・空港通り」)及びその周辺	午前7時～午前1時
新己斐橋西詰交差点～八幡橋東詰交差点までの間(通称「宮島街道」)及びその周辺	午前8時～午後8時

重点地域

地 域	重点時間帯
JR横川駅南側・北側及びその周辺 (横川町1～3丁目、横川新町、打越町、三篠町1丁目及びその周辺)	午前7時～午前1時

重点地域

地 域	重点時間帯
楠木町1～4丁目、三滝町、三篠町2・3丁目、三篠北町、大宮1～3丁目、大芝1～3丁目、大芝公園及びその周辺	午前7時～午前1時
中広町1～3丁目、小河内町1・2丁目、天満町、上天満町、福島町1・2丁目、都町及びその周辺	
観音町、西観音町、東観音町、南観音町、観音本町1・2丁目、南観音1～8丁目、観音新町1～4丁目(広島ヘリポート以北)及びその周辺	午前8時～午後8時
JR西広島駅南側・北側、己斐本町1～3丁目及びその周辺	
高須1～3丁目、古江東町、古江西町及びその周辺	
庚午北1～4丁目、庚午中1～4丁目、庚午南1・2丁目、古江新町及びその周辺	
草津東1～3丁目、草津本町、草津浜町、草津南1～4丁目、草津新町1・2丁目、草津梅が台、井口明神1～3丁目及びその周辺	
井口1～5丁目、井口鈴が台1～3丁目、鈴が峰町、井口町、井口台1～4丁目、田方1～3丁目、古田台1・2丁目及びその周辺	
扇1・2丁目、草津港1～3丁目、商工センター1～8丁目及びその周辺	

自動二輪等

◎ 重点路線

路 線 (区 間)	重点時間帯
祇園大橋南詰交差点～新横川橋北詰交差点までの間(国道183号)及びその周辺	午前7時～午前1時
緑大橋西詰交差点～新己斐橋東詰交差点までの間(通称「平和大通り」)及びその周辺	
横川駅前交差点～西観音電停東交差点までの間(通称「中広通り」)及びその周辺	

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
JR横川駅周辺道路(横川町2丁目6番・7番、横川町3丁目1番～5番・10番～12番、打越町11番～13番、三篠町1丁目10番～14番の区域)	午前7時～午前1時
JR西広島駅周辺道路(己斐本町1丁目1番～26番、八幡川沿いの八幡川水門から源左工門橋北方までの道路両端の区域)	午前8時～午後8時

※自動二輪等とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。